

議 会 議 案 第 3 号

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	合 田 晋一郎
新居浜市議会議員	田 窪 秀 道
新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	篠 原 茂
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則

新居浜市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第 8 条第 2 項本文中「ときは」を「ときは、会議に宣告することにより」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、開議時刻を変更することができる。

第 1 8 条第 1 項を次のように改める。

事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又は動議を撤回しようとするときは、当該事件又は動議が、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題

となった後においては議会の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第22条及び第23条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第39条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは、」を「ときは、議会の承認を得て」に改める。

第53条第4項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第66条中「しがたい」を「し難い」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「しがたいとき又は」を「し難いとき、又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第75条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

「第10節 公聴会、参考人」を「第10節 公聴会及び参考人」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

第84条第2項中「速記法又は録音」を「録音その他議長が適当と認める方法」に改める。

第85条中「含む。）」を「含む。)を」に改める。

第93条第1項中「第17条第1項に規定するオンライン出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第131条第2項及び第132条第1項を除き、」を「第15条の2第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により出

席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。」に改め、同条第2項中「委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）」を「オンラインによる出席」に、「、オンライン出席」を「、オンラインによる出席」に改める。

第99条を次のように改める。

第99条 提出者が動議を撤回しようとするときは、当該動議が、会議の議題となる前においては委員長の許可を、会議の議題となった後においては委員会の許可を得なければならない。

第117条の見出し中「発言」を「発言等」に改め、同条第1項中「議員」を「議員（以下この条において「委員外議員」という。）」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、オンライン委員会が開催されるときは、委員外議員は、委員長の許可を得てオンラインにより出席することができる。

第118条の見出し中「発言討論」を「発言及び討論」に改め、同条第2項中「委員長がオンライン出席をした場合」を「オンライン委員会が開催される場合において、委員長がオンラインにより出席したとき」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「しがたい」を「し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「しがたいとき又は」を「し難いとき、又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第134条の2中「し難いとき若しくは」を「し難いとき、若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「認めるとき若しくは」を「認めるとき、若しくは」に改める。

第136条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第137条中「とる」を「採る」に改める。

第138条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならぬ。

第139条の見出し中「請願文書表の作成及び」を「請願書の写しの」に改め、同条第1項中「請願文書表を作成し、」を「請願書の写しを」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第140条第1項中「議長は、請願文書表の配布とともに」を「議長は」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、オンライン委員会が開催されるときは、紹介議員は、委員長の許可を得てオンラインにより出席することができる。

第142条第1項中「意見を付け、議会」を「議長」に改め、同条第2項中「あわせて報告し」を「付記し」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査の結果に意見を付けることができる。

第152条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「により」を「により会議への出席に必要と認められる物であつて」に、「の許可を得たとき」を「にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条第2項ただし書中「直近の」を「次の」に改める。

第161条中「ことは」を「ことが」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭説明